令和２年　第１回定例会　本会議での討論原稿

議席番号１８番　公明党の東口まさみです。

私は、公明会派を代表し、

「第２４号議案、東大和市子ども・子育て憲章について」に対して、賛成の立場で討論いたします。

今回、議案として提出された「東大和市子ども・子育て憲章」は、これまで、尾崎市長を中心に、東大和市が進めてきた「日本一子育てしやすいまち」を、更に多くの市民とともに、市民と行政が一体となって東大和の子どもたちを育んでいくため、市政５０周年の節目に合わせて作られたものだと理解しています。

　私たち公明会派としては、かねてより「日本一子育てしやすいまち」の実現に向けて、より施策を前に進める「仮称・日本一子育てしやすいまち」条例の制定を求めて参りましたが、今回の「子ども・子育て憲章」は、条例制定に向けて、広く市民の皆様にご理解やご協力をいただける環境を整える大きな一歩であると受け止めております。

東大和市では、これまでも「子ども子育て支援会議」に子育て当事者である保護者を委員に加えるなど、子育て施策の推進に当事者の声を反映する努力をし、きめ細やかな事業を行い、子育てしやすいまちとして一定の評価を得てきました。また特に、今回の子育て憲章の制定に当たっては、子どもたちの代表にも直接話し合いに参加してもらい、子どもたちの言葉で憲章の内容を決めてきたことや、大人側のやくそくをつくるにあたっても市民の代表となった方たちが、熱い思いを込めて憲章の策定にあたってくれています。

今回、「東大和市子どもと大人のやくそく」は、憲章の策定に当たった方たちが、率直な思いを言葉に表し、多くの市民の方たちにも広く賛同してもらえるよう、出来るだけわかりやすい表現を心がけています。中でも、参加した子供たちは、自分たちよりも更に年下の子どもたちにもわかりやすくなるような心配りをしています。子どもと大人が約束しあうために、小さい子たちにもわかりやすくと、約束の表記も漢字ではなく、ひらがなすることなども、会議の中で子どもたちが発言しています。

ただ、今回、この憲章が「やくそく」という形をとることで、「やくそく」はさせるもの、させられるものではないとの、ご指摘があるようですが、今回の憲章の策定過程を理解すれば、この約束はさせられたものではないことがわかります。

子どもたちは、自分たちもやくそくするから、大人たちにも約束を守ってほしいと思っています。また、やくそくを守る自分たちのことを見守ってほしいと願っています。先日、今回の憲章作成に参加した保護者の方のお声を伺う機会がありました。その方は、今回の子ども子育て憲章の作成にあたって、担当部と何度も熱心に議論を重ね、やり取りをして、本当に一つ一つの言葉に思いを込めて作らせてもらったと、語っていました。

子どもの権利条約には、４つの原則があります。１　命を守られ成長できること　２子どもにとって最も良いこと　３　意見を表明し参加できること　４　差別のないこと。　先ほどの質疑での答弁や憲章の制定過程をみれば、これらの４つの原則はしっかりと踏まえて取り組んでこられてことは明らかであります。

また、子ども権利条約の第５条では、「締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。」とあります。この条文は、親(保護者)は、子どもの発達に応じて、適切な指導をすること、国は、親の指導を尊重することを規定してものであり、大人と子どもが、目指すべき姿を約束することは、この条文に照らして、なんら問題はないものと考えます。

子ども・子育て憲章の作成にかかわった子どもたちを含む、多くの方たちの思いを大切に、東大和市市政５０周年を記念して作成された「子ども子育て憲章」を、多くの市民が我がことと受け止め、まずは大人の側から約束を守ることで、未来を担うすべての子どもたちの健やかな成長と幸福を願い、東大和市子どもと大人のやくそく（東大和市子ども・子育て憲章）に賛成の討論と致します。